

## 新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目（案）について

【資料第8号】

地域福祉保健の推進計画とは、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、自助・互助・共助・公助を組み合わせ、地域の多様な主体と区がそれぞれの役割を担いながら、力を合わせて地域課題の解決を図るべく、地域福祉保健全般にかかわる施策等をまとめた計画であり、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画として策定しているものである。

平成30年度～32年度を計画期間とする次期計画の策定に当たっては、それぞれの施策の柱となる主要項目及びその方向性（現行の計画では26・27頁に掲載）について、下記のとおり変更を加えることとする。

現行の計画	新しい計画
<p><b>地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化</b></p> <p>だれもが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けるために、公的なサービスによる支援に加えて、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者など地域の多様な主体による地域での支え合いの体制づくりを支援していきます。また、その体制づくりには、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などの公的な団体と地域の多様な主体との連携が不可欠であることから、それら団体・主体間のネットワークづくりをこれまで以上に強化します。</p> <p>また、平成25年度に区が実施した調査では、「今後何らかの地域活動に参加してみたい」と答えた割合が、要支援・要介護認定を受けていないミドルシニア（50歳～64歳）で57.4%、要支援・要介護認定を受けていない高齢者（65歳以上）で46.2%と高いことから、こうした人たちを貴重な地域人材としてとらえ、地域福祉活動への積極的な参加の機会を創出します。</p> <p>さらに、大学が多く所在するという地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への積極的な参加も促していきます。</p>	<p><b>「我が事」の意識醸成と、地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の多様な主体が、「支える人」と「支えられる人」という関係性を超えて、主体的に地域の様々な課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援</li> <li>・社会福祉協議会、民生・児童委員などの公的な団体と町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者などの多様な主体の連携によるネットワークの強化</li> <li>・地域福祉活動を担う人材としての高齢者の積極的な参加の促進</li> </ul>

### まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

だれもが安全に安心して生活し、主体的に社会参加が図れるよう、ハード面とソフト面の両面から思いやりのあるまちづくりを推進します。

そのために、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備を促進していきます。

また、生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、子ども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組みを推進するとともに、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するための支援や区が発信する情報のバリアフリーを推進していきます。

### まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

#### 【まち】

- ・公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながらの、一体的・面的・継続的なバリアフリーの推進
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備

#### 【心】

- ・生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、子ども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組の推進
- ・障害を理由とした差別の解消に向けた周知啓発の取組みの推進

#### 【情報】

- ・情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するための支援
- ・区が発信する情報のバリアフリーの推進

### 子ども・高齢者・障害者の包括的な支援体制の整備

子ども、高齢者及び障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な支援を的確に受けられるよう、区の各相談・支援窓口である子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、保健所等の連携の強化に向けた取組みを推進します。

また、高齢者の医療・介護サービスの包括的な提供をはじめ、多様化する福祉保健ニーズに対して、保健、医療及び福祉の各分野が連携してサービスを提供していく必要性がますます高くなっていることから、医療分野における地域連携をさらに推進するとともに、保健・医療・福祉の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制を構築していきます。

さらに、ひとり親家庭、高齢者、障害者など住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅困窮者への住まい方に関する相談支援の充実を図ります。

### 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備

- ・区の各相談・支援窓口である子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、保健所等の連携の強化に向けた取組の推進、包括的な相談支援体制の整備
- ・医療分野における地域連携の更なる推進、保健・医療・福祉・子育て・教育の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制の構築
- ・住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給の促進、住まい方に関する相談支援の充実

<p><b>生活福祉要援護者等への支援</b></p> <p>正規雇用の減少や世帯構造の変化等により、生活困窮者の増大が社会問題となっている中、生活保護に至る前の生活困窮者が早期に社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働し、居住確保支援、就労支援等包括的な支援を行っていきます。また、稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援により就労意欲を喚起し、早期の就労・自立を図れるよう支援していきます。</p> <p>また、DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待及び経済的虐待）の防止及び被害からの早期救済を行うため、必要な相談支援を行うとともに、都や警察などの関係機関との連携を強化していきます。</p>	<p><b>生活福祉要援護者等への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者が社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働して、居住確保支援、就労支援等を包括的に実施</li> <li>稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援による就労意欲の喚起を行い、早期の就労・自立を図れるよう支援</li> <li>DVや虐待の防止・被害からの早期救済を行うために必要な相談支援、都や警察などの関係機関との連携強化</li> </ul>
<p><b>福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進</b></p> <p>援護の必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者がサービスの内容を十分に理解し、必要なサービスを安心して選択できるよう、相談支援体制の充実を図っていきます。</p> <p>また、判断能力の低下により援護が必要な高齢者、障害者等が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護事業の普及啓発や利用促進を図るとともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う今後の成人後見制度の需要数の増加を見据え、市民後見人の育成と法人後見の利用のあり方の検証を行っていきます。</p>	<p><b>福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>援護の必要な高齢者・障害者等の福祉保健サービス利用者に対する相談支援体制の充実</li> <li>成年後見制度をはじめとした権利擁護事業の普及啓発の推進</li> <li>今後の成年後見制度の需要数の増加を見据えた、市民後見人の活用や、法人後見の利用のあり方の検証</li> </ul>

### 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

災害時に一人ひとりが的確な行動に移せるよう、正確な情報提供を行っていきます。また、自力で非難することが困難な高齢者、障害者などの災害時要支援要援護者の安否確認、避難誘導等を適切に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との連携の強化をこれまで以上に図るとともに、災害ボランティア体制の整備を進め、より実効性のある体制を構築していきます。

さらに、避難所で生活することが著しく困難な災害時要援護者が安心して避難することができるよう、福祉避難所の拡充を図るとともに、その運営体制の構築を推進します。

### 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

- ・避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を適切に行うための関係機関との連携の強化
- ・災害ボランティア体制の強化、より実効性のある体制の構築
- ・福祉避難所の更なる拡充とその運営体制の構築の推進